

第 1 問 答案用紙< 1 >

（租 税 法）

問題 1

問 1

P が A 社に対し、使用人として提供した役務については、A 社において、消費税法上、課税仕入れ（消費税法 2 条 1 項十二号）に該当しない。したがって、仕入れに係る消費税額の控除（同法 30 条 1 項）の適用はない。

問 2

A 社において、法人税法上、全壊した彫刻の廃棄損 800 万円を損金の額に算入する（法人税法 22 条 3 項三号）。そして、受け取った損害賠償金 800 万円を益金の額に算入する（同法 22 条 2 項）。

問 3

Q による絵画の売却に関して、総収入金額 3,000 万円（所得税法 36 条 1 項）から取得費 450 万円（同法 60 条 1 項一号）を控除した残額の 2,550 万円から、特別控除額 50 万円（同法 33 条 4 項）を控除した 2,500 万円が、Q の譲渡所得の金額である（同法 33 条 3 項二号）。

問 4

A 社において、法人税法上、受領した法人税及び過少申告加算税の還付金は、益金の額に算入しない（法人税法 26 条 1 項一号、二号）。そして、受領した固定資産税の還付金及び各還付加算金は、益金の額に算入する（同法 22 条 2 項）。

第 1 問 答案用紙< 2 > (租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	A社において、令和4事業年度の所得の金額の計算上、前事業年度までに損金算入 がなされず未処理であった欠損金額1,200万円は全額、損金の額に算入される。 法人税法57条1項, 11項一号イ
②	×	A社がQに支払った退職手当の全額は、A社において、令和5事業年度の所得の 金額の計算上、損金の額に算入される。 法人税法22条3項二号, 34条1項, 2項
③	○	所得税法30条2項, 5項一号
④	○	法人税法25条の2第1項, 2項, 3項
⑤	×	A社からB社への機械装置の譲渡に関して、A社において、消費税法上の課税標準 は、課税資産の譲渡等の対価の額の7,000万円である。 消費税法28条1項

第2問 答案用紙<1> (租 税 法)

問題 1

[問] 1.

31,000	株
80,000	株

[問] 2.

(租税公課に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 5. (2) 及び (3) について	921,100	, ,
[資料] 5. (4) 及び (6) について	78,335,900	, ,

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 6. について		
D と G の給与	3,000,000	, ,
上記以外の項目	9,000,000	, ,

(売上高及び売上原価に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 7. について	1,200,000	, ,

(受取配当等及び預金利子に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 8. について	, ,	3,450,000

第2問 答案用紙<2> (租 税 法)

(株式の売却に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 9. について	, ,	50,000,000

[問] 3.

①	法人税額	54,312,824
②	差引確定法人税額	35,769,300

[問] 4.

①	繰延税金資産	△136,980,000
②	自己株式	△100,000,000

問題 2

[問] 1.

(減価償却に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 1. について	71,667	, ,

[問] 2.

(繰越欠損金に関する事項)

[資料] 2. について	繰越欠損金の当期控除額	10,200,000
	翌期へ繰り越す欠損金の金額	10,190,000

第2問 答案用紙<3> (租 税 法)

問題3

(単位：円)

[問] 1. (1) 給与所得の金額

5,380,000

(2) 退職所得の金額

6,000,000

(3) 配当所得の金額

3,000,000

(4) 不動産所得の金額

△1,700,000

[問] 2. 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額

89,000,000

[問] 3. 損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額

7,380,000

[問] 4. ①から④までの所得控除の金額の合計額

1,590,000

第 2 問 答 案 用 紙 < 4 > (租 税 法)

問題 4

[問]

(単位：円)

(1) 課税標準額に対する消費税額

312,039,000

(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額

5,100,500,000

(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額

5,103,382,000

(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

※ 283,389,600

(5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等
にのみ要するもの

279,926,400

(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の
譲渡等にのみ要するもの

※ 46,800

(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等
とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

3,416,400

(8) 貸倒れに係る税額

312,000

※ 居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額 ($55,000,000 \times 7.8/110 = 3,900,000$) を解答額に含める別解が考えられる。